

## (令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 宇都宮市 (都道府県: 栃木県)  
 本事業の担当部局名 市民まちづくり部男女共同参画課

事業メニュー	結婚・妊娠・出産_子育てに温かい社会づくり_機運醸成事業				
区分	重点メニュー				
関連事業メニュー	3.2.3 男性の育休取得と家事・育児参画促進				
個別事業名	男性の育児休業取得促進事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日	～	令和6年3月31日	事業開始年度 令和4年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,466,000			円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け) <地域における実情と課題> 本市においては、子どもや子育て家庭を支援するための総合的な計画である「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」(令和2年3月策定)に基づき、少子化対策に取り組んでいるところであるが、令和2年の市内出生数が3,731人と、過去と比べて経年的に低下傾向にあり、対策の強化が必要である(参考: 令和22年出生数4,918人)。 <本個別事業の位置付け> 男性の育児参加の促進については、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の「基本目標Ⅱ 結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会の実現、基本施策4 仕事と生活が調和した社会づくりの推進、(2)働き方の見直しや男性の積極的な家庭参画の促進」に位置付け取り組んでいるところであり、本個別事業は、企業の経営者等や男性従業員等に対し、職場や家庭における固定的な性別役割分担意識を解消し、男性の家事・育児参画への意識向上を図るものである。				
	(本個別事業における現状と課題) 令和3年度に実施した本市市民意識調査において、「育児休業について男性が育児休業を取得しづらい理由」について、「職場に取りやすい雰囲気がないから」との回答が75.4%と最も多く、次いで、「取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから」57.9%であった。引き続き、男性も育児休業を取得しやすい職場環境整備を促進する必要がある。また、「男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために重要なこと」として、「夫婦間で家事などの分担について十分に話し合い、協力し合うこと」が61.3%と多く、男性自身の家庭参画への意識醸成も必要である。				
	(課題への対応) 男性の育児休業取得を促進するには、上司や職場の理解が重要であることから、先進企業の取組事例や育休を取得した男性の好事例を具体的に取り上げたセミナーの開催やリーフレットを作成・配布することにより、その取組を広く周知し、市内企業へ波及するよう促進する。				
番号	項目	内容		ステップアップ	KPI設定
1	経営者向け講座「男性の育児休業促進啓発セミナー(仮称)」の実施	令和4年度において、経営者向けに、男性の育児休業取得を促進するメリットや育児・介護休業法の改正内容、経営者等に求められる意識や行動を伝えるセミナーを実施した。令和5年度においては、先進企業の取組事例を具体的に取り上げ、男性の育児休業を促進するメリットを伝えるセミナーを参集式(オンライン参加もあり)で実施する。 ア 対象 企業の経営者層等 イ 講座数 1講座 ウ 参加予定企業 50社 [内容] ・ 先進企業の好事例 ・ 経営者等に求められる意識や行動 ・ 育児休業取得促進による企業のメリット ・ 活用できる助成金制度の紹介 ほか <幅広い企業や関心のない企業への呼びかけ> ・ 商工会議所や市内工業団地組合等を通じ、講座ちらしや下記3で作成するリーフレットを登録会員企業に配布するとともに、商工会議所の広報媒体を活用し、講座やリーフレットの案内周知に取り組む。 ・ 社会保険労務士会と連携し、社会保険労務士が担当企業へ訪問する際に、講座ちらしを配布するとともに、下記3で作成するリーフレットを活用し、男性の育児休業取得や家事・育児の参画の重要性を分かりやすく説明し、育児休業を取得しやすい職場環境づくりへの支援を行う。		○	○

個別事業の内容 ※(注)3	2	男性従業員向け「男性の家庭参画促進講座(仮称)」の実施	<p>令和4年度において、従業員向けに、男性の育児休業取得を促進するメリットや育児・介護休業法の改正内容を伝える講座や家事・育児参画に資する体験型講座を実施した。令和5年度においては、<u>育児を取得した男性の取組事例を具体的に取り上げ、男性が家事・育児に積極的に参画するメリットを伝える講座や、親子で参加する家事・育児参画に資する体験型講座を、参集式(オンライン参加もあり)で行う講座を実施する。</u></p> <p>ア 対象 男性従業員等 イ 講座数 3講座 ウ 参加(視聴)予定人数 各20名</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスの重要性などの意識啓発</li> <li>家事・育児などの生活力向上</li> </ul> <p>ほか</p>	○	○
	3	男性の育児休業取得促進啓発リーフレット(実践編)の作成	<p>令和4年度において、企業向け・従業員向けに、男性の育児休業取得を促進するメリットや育児・介護休業法の改正内容、助成金や給付金制度の内容を示した啓発リーフレットの作成・配布を行った。令和5年度においては、<u>令和4年度に実施した企業向け・男性従業員等向けのセミナー・講座の参加者等へのヒアリングを行い、実践可能な好事例などを具体的に示したリーフレットを作成・配布する。</u></p> <p>ア 対象 企業の経営者、管理・監督者等 イ 作成部数 7,500部 ウ 主な配布先 市内企業(7,000部)、社会保険労務士会(200部)、地区市民センター等市有施設(200部)、大学・専門学校等(50部)ほか</p> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進企業の取組事例</li> <li>育児を取得した男性の好事例</li> <li>取得のために事前に会社で調整しておくこと など</li> </ul>	○	
	<p>【次年度以降に向けた事業の方向性】</p> <p>令和4年度に作成したリーフレット(基礎編)及び上記3で作成するリーフレットをデジタルツールを使用し周知していくとともに、上記1、2のセミナー、講座については、参加者のアンケート結果を活用し、より効果的に実施されるよう見直しを図る。</p>				
<p>【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進事業講座</p>					

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	希望出生率	%	1.72以上(令和11年度)	1.72(平成25年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.40(令和2年度)	
	婚姻件数	件	2,456(令和2年度)	
	婚姻率		4.73(令和2年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	<アウトプット>			
	対企業の取組の参加企業数(動画視聴数)	社	50	
	対当事者の取組の参加人数(動画視聴数)	人	延べ60	
	募集定員数に対する参加者の割合	%	80	
	<アウトカム>			
	参加企業において、新たに取組む項目があると答えた企業の割合		60	
	受講後に新たに家事・育児で取組む項目があると答えた参加者の割合		60	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<p>・栃木県が運営するとちぎ結婚支援センターを核として、他自治体が連携し、出会いを支援するオンラインイベントの共催や、男性の育児休業取得促進啓発リーフレットの作成・配布などを通じ、結婚を希望する方への支援と子育てに温かい社会づくりの機運を面的・量的に拡大する取組を行う。</p> <p>・県と連携した、男性の家事・育児参画促進を図るための取組</p> <p>①対企業の取組:男女生き活き企業の登録推進 →「個別事業の内容1,2」のセミナーや講座の受講や「個別事業の内容3」のリーフレットの活用により、だれもが働きやすい職場づくりを促進させ、男女生き活き企業の登録につなげる。</p> <p>②対当事者の取組:冊子((仮)とちぎのKAJIDANブック)の配布 →県の冊子作成を補完する取組として、当事者に直接働きかけを行える講座(「個別事業の内容2」)を実施する。また、併せて講座参加者へ(仮)とちぎのKAZIDANブックを配布し、効果的な普及啓発を図る。</p>			
	民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<p>①市内企業への周知に当たっては、商工会議所や市内工業団地組合等を通じ、登録会員企業へリーフレットを配布するとともに、商工会議所の広報媒体を活用した講座の周知に取り組む。</p> <p>②また、企業の関心が高まるよう、社会保険労務士会と連携し、社会保険労務士が担当企業へ訪問する際に講座の周知やリーフレットを配布するなど、積極的な働きかけを行う。</p>		

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
  - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け
  - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
  - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
  - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
  - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
  - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
  - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。